

令和8年度用

新規	継続	No.
月		

学童保育室入室申請書

令和 年 月 日

(あて先)

$$\overline{\overline{T}}$$

日 高 市 長

住所

日高市

保護者 フ リ ガ ナ
氏 名

電話番号

携帯番号 (父・母)

学童保育室の入室につき、次のとおり申請します。

入室を希望する 学 童 保 育 室 名	学童保育室
------------------------	-------

入室する	フリガナ		生 年 月 日	性 別	学校名及び(新)学年
児 童	児童氏名		H R . .	男・女	学校 年

家族の状況	氏 名	入室する児童 との続柄	生 年 月 日	勤務先又は学校名
			S H R . .	
			S H R . .	
			S H R . .	
			S H R . .	
			S H R . .	

入室を希望する具体的理由	
--------------	--

保育時間終了時に迎えに来る者	住 所	
	氏 名	
	児 童 と の 続 柄	
	勤 務 終 了 時 間	時 分
	勤務先から学童保育室までの所要時間	時間 分

世帯の状況	一般世帯	要保護世帯（ 年 月 日～）
-------	------	-------------------------------

〔 記入上の注意 〕

- 1 申請書は、入室児童 1 名につき 1 枚必要です。
- 2 「家族の状況」の欄は、入室児童以外の家族全員について記入してください。
- 3 「入室を希望する具体的理由」の欄は、父母就労など具体的に記入してください。

◎就労の場合・・・就労証明書を提出してください。(発行日から 3 月以内のもの)

※自営業の場合は、就労証明書に「自営の証明書類（確定申告書、開業届等）」の写しを添付してください。

◎病気・障がい、介護・看護、出産、災害等は、担当へご相談ください。

- 4 「世帯の状況」の欄は、生活保護を受けている方以外は、一般世帯に○をしてください。
(就学援助費支給対象の準要保護世帯も一般世帯です)

- 5 継続して入室を希望される方で保育料を滞納されている場合、又は新規に入室を希望される方で保育所での保育料の滞納がある場合は、入室が認められません。

また、保育料の滞納が 3 ヶ月以上続いた方は退室していただきますので、保育料は決められた期限までに必ずお支払いください。

※全員が必ず右の承諾書の内容をご確認のうえ保護者の署名をしてください。

- 6 保育料の減額対象世帯に該当する場合は、右の保育料の減額申し出に保護者が記名をしてください。

※市町村民税所得割額（合算額）が 48,600 円未満の世帯が対象です。

- 7 申請書に記載した住所地と、令和 7 年 1 月 1 日または令和 8 年 1 月 1 日の住所地が異なる場合は、右の住所地へ住所を記入してください。
- 8 新規の方は、保育料の「口座振替依頼書」を提出し、右の口座登録依頼書提出の有無に記入してください。なお、すでに兄弟等が入室し、同じ口座を希望するなどの場合は提出不要ですが右にその旨を記入してください。
- 9 学童保育室の円滑な運営のため、決まりが守れない、秩序を乱す等がある場合は、退室していただくことがあります。

承 諾 書

私は、学童保育室入室申請書の提出に際し、保育料の納付については、定められた納期限を厳守します。万一、保育料の滞納が継続し、学童保育室入室決定の解除が行われた場合は、その決定に従い異議申し立てを行いません。

令和 年 月 日

(あて先) 日高市長

保護者名 _____

※内容をご確認のうえ、全ての申請者が記入してください。

保育料の減額申し出（市町村民税所得割合算額が48,600円未満の世帯のみ）

市町村民税所得割合算額が48,600円未満の世帯に該当するため、保育料の減額を申し出ます。

また、保育料を算定する目的で、子育て応援課職員がこの申請書に記載された世帯の課税台帳（資料）について参照することを承諾します。

令和 年 月 日

保護者名 _____

※該当者のみ記入してください。

令和7年1月1日現在の住所地	
令和8年1月1日現在の住所地	

※上記1月1日現在の住所地が、申請書に記載した住所と異なる場合は記入してください。

口座登録依頼書 提出の有無	有	無	・ 兄弟等と同じ口座を希望（兄弟の学年・氏名） （ 年 ・ ） ・ 該当する金融機関の口座なし ・ 後日提出予定
------------------	---	---	--

※新規児童のみ記入してください。

※市記入欄

課 税 状 況	父	母	そ の 他	合 計
前年度市町村民税所得割額	円	円	円	円
今年度市町村民税所得割額	円	円	円	円
生 活 保 護 の 適 用	有（ 年 月 日開始、 年 月 日廃止） ・ 無			
保 育 料	4～8月	円	9～3月	円